



富士市

福祉電話

☀️ **対象者**…市県民税が非課税で、電話(携帯電話を含む)を有しておらず、下の①または②に当てはまる人

- ① 65歳以上の一人暮らしの人
- ② 65歳以上の人1人と、寝たきり、認知症の状態にある者または重度心身障害者とで構成される世帯

☀️ サービスの内容

- 設置工事代を市が負担します。
- 毎月の基本料金と、電話機のレンタル料を助成します。
- 毎月の通話料は、利用者の負担です。

☀️ 申請に必要なもの

- 申請書(利用者が自書しない場合は利用者の印鑑)
- 通帳やキャッシュカード等口座番号の分かるもの
- 身分証明書(運転免許証又はマイナンバーカードを推奨)

☀️ 利用について

- 高齢者支援課に、申請書を提出してください。
- 転居や転出をされる場合には高齢者支援課までご連絡ください。



お問い合わせ

富士市役所 高齢者支援課 電話:55-2741